PROLOGUE

はじめに

税理士試験合格のためには、理論問題に対しポイントを押さえた解答作成が重要です。すなわち、理論については「ただ書けば、合格する」のではなく、「ポイントを押さえた合格答案を書いてこそ、合格」するのです。

そのためには、法人税の取扱いを規定している「法人税法」「租税特別措置法」「国税通則法」などの法律等を暗記するとともにそれぞれの内容を十分に理解することが必要となります。

そこで、法人税の取扱いを「体系的、かつ、合理的」に確認するための学習ツールとして、この「理論テキスト」を開発致しました。理論テキストは、「条文」部分と「解説」部分で構成されています。「解説」部分については各理論の要旨や内容解説が掲載されていますので、是非熟読して下さい。

なお、本書を利用するにあたっては、下記の〈使用上の注意点〉を参照の上、効率よく活用して下さい。

皆様の一日も早い合格を心から願っております。

令和７年９月

法人税法スタッフ一同

＜使用上の注意点＞

１．理論問題の各規定には、税理士試験を受験する上での重要性の基準として、次の★印を付してあります。

★★　…　最重要かつ基本的な規定であり、高い精度での暗記が要求されます。

★　　…　重要または★★を補足する規定であり、その内容を理解し、できるだけ高い精度での暗記を目指して下さい。

（注）★を付していない規定については、★★及び★を暗記した後に暗記をするようにして下さい。

２．条文番号については、暗記する必要はありません。

凡　例

本書において使用する次の用語は、それぞれ次に掲げる法令を示すものである。

１．法人税法関係

「法」………法人税法

「令」………法人税法施行令

「規」………法人税法施行規則

「基通」……法人税基本通達

「個通」……法人税個別通達

２．租税特別措置法関係

「措法」……租税特別措置法

「措令」……租税特別措置法施行令

「措規」……租税特別措置法施行規則

「措通」……租税特別措置法関係通達

３．その他

「国通」……国税通則法

「耐令」……減価償却資産の耐用年数等に関する財務省令

「耐通」……耐用年数の適用等に関する取扱通達

CONTENTS

もくじ

理論の考え方 ………… 8
理論暗記の方法 ………… 12
条文における税法用語の使い方 ………… 16
理論の書き方 ………… 22
理論テキストの利用方法 ………… 23
理論の学習方法 ………… 25

〔1　総 則 ・ 定 義〕

問題 1－1 納税義務者　課税所得等の範囲　税率 ………… 26
問題 1－2 事業年度 ………… 32
問題 1－3 納税地 ………… 38
問題 1－4 資本金等の額 ………… 42
問題 1－5 利益積立金額 ………… 50
問題 1－6 所得の帰属に関する通則 ………… 56

〔2　所得金額の計算〕

問題 2－1 各事業年度の所得の金額の計算方法 ………… 64
問題 2－2 収益の額 ………… 72

〔3　帰 属 事 業 年 度〕

問題 3－1 工事の請負に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例（工事進行基準） ………… 82

〔4　配　当　金〕

問題 4－1 受取配当等の益金不算入額 ………… 86
問題 4－2 配当等の額とみなす金額 ………… 92
問題 4－3 外国子会社から受ける配当等の益金不算入 ………… 94

〔5　資　　　　　産〕

問題 5－1　資産の評価損益……………………………………………………………… 98
問題 5－2　棚卸資産の評価方法………………………………………………………… 104
問題 5－3　棚卸資産の意義及び取得価額……………………………………………… 108
問題 5－4　有価証券の譲渡損益及び算出方法………………………………………… 110
問題 5－5　有価証券の期末評価及び売買目的有価証券の意義……………………… 114
問題 5－6　有価証券の意義及び取得価額……………………………………………… 118
問題 5－7　減価償却資産の償却計算及び償却方法…………………………………… 120
問題 5－8　減価償却資産の意義及び取得価額………………………………………… 128
問題 5－9　少額の減価償却資産　一括償却資産　中小企業者等の特例……………… 132
問題 5－10　特別償却（中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却）………… 136
問題 5－11　特別償却準備金……………………………………………………………… 138
問題 5－12　繰延資産の意義及び償却計算……………………………………………… 140
問題 5－13　外貨建取引の換算、換算方法及び換算差損益の取扱い…………………… 144
問題 5－14　デリバティブ取引に係るみなし決済及び現物決済　繰延ヘッジ
時価ヘッジ………………………………………………………………… 148
問題 5－15　短期売買商品等の譲渡損益及び算出方法…………………………………… 154
問題 5－16　短期売買商品等の期末評価、短期売買商品等の意義及び取得価額……… 156

〔6　給　　　　　与〕

問題 6－1　同族会社の意義　役員の意義　使用人兼務役員の意義…………………… 160
問題 6－2　役員給与の損金不算入……………………………………………………… 164
問題 6－3　使用人給与の損金不算入　使用人賞与の損金算入時期…………………… 170

〔7　営 業 経 費 等〕

問題 7－1　寄附金の損金不算入………………………………………………………… 172
問題 7－2　交際費等の課税の特例……………………………………………………… 176
問題 7－3　租税公課等の取扱い………………………………………………………… 180
問題 7－4　不正行為に係る費用の取扱い……………………………………………… 184
問題 7－5　控除対象外消費税額等の取扱い…………………………………………… 186

〔8　圧 縮 記 帳 等〕

問題８－１　国庫補助金等に対する課税の特例…… 190
問題８－２　保険差益金の額に対する課税の特例…… 194
問題８－３　交換差益金の圧縮記帳…… 198
問題８－４　収用等の場合の圧縮記帳及び特別勘定…… 202
問題８－５　換地処分等の圧縮記帳…… 206
問題８－６　収用換地等の所得の特別控除…… 208
問題８－７　特定資産の買換えの場合の課税の特例…… 210

〔9　引当金・準備金〕

問題９－１　貸倒引当金…… 214
問題９－２　海外投資等損失準備金…… 220

〔10　欠　損　金〕

問題10－１　欠損金の繰越し…… 222
問題10－２　欠損金の繰戻し還付…… 228
問題10－３　債務免除等・解散があった場合の欠損金の損金算入…… 232
問題10－４　欠損等法人の取扱い…… 240
問題10－５　残余財産が確定した場合の欠損金の取扱い…… 246

〔11　外　国〕

問題11－１　移転価格税制（国外関連者との取引に係る課税の特例）…… 250
問題11－２　過少資本税制（国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例）…… 258
問題11－３　過大支払利子税制（対象純支払利子等に係る課税の特例）…… 262
問題11－４　外国子会社合算税制（外国関係会社に係る所得等の課税の特例）…… 266

〔12　その他の所得計算〕

問題12-1　金銭債務に係る債務者の償還差損益…… 274
問題12-2　リース取引等に係る所得の計算…… 276
問題12-3　借地権等の取扱い…… 280
問題12-4　譲渡制限付株式を対価とする費用の帰属事業年度の特例…… 284
問題12-5　新株予約権を対価とする費用の帰属事業年度の特例…… 288
問題12-6　組合事業等による損失がある場合の課税の特例…… 294
問題12-7　最後事業年度の損益の帰属等…… 298

〔13　税　額　計　算〕

問題13-1　試験研究費の特別控除…… 300
問題13-2　中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除…… 306
問題13-3　留保金課税（特定同族会社の特別税率）…… 308
問題13-4　使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例…… 312
問題13-5　所得税額控除…… 314
問題13-6　外国税額控除…… 316
問題13-7　仮装経理に基づく過大申告があった場合の取扱い…… 320
問題13-8　給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除…… 326

〔14　申 告 納 付 等〕

問題14-1　中間申告…… 330
問題14-2　確定申告…… 336
問題14-3　青色申告…… 344
問題14-4　更正の請求及び修正申告…… 348
問題14-5　更正又は決定…… 352

〔15　組　織　再　編〕

問題15-1　合併があった場合の主な取扱い…… 356
問題15-2　分割型分割があった場合の主な取扱い…… 366
問題15-3　分社型分割があった場合の主な取扱い…… 374
問題15-4　現物出資があった場合の主な取扱い…… 378
問題15-5　適格組織再編があった場合の欠損金等の取扱い…… 382

問題15-6 資産等に係る調整勘定の取扱い……… 390
問題15-7 株式交換等があった場合の主な取扱い……… 394
問題15-8 株式分配があった場合の主な取扱い……… 402
問題15-9 株式交付制度……… 408

〔16　通　算　制　度〕

問題16-1 通算承認……… 412
問題16-2 通算法人の事業年度……… 416
問題16-3 通算制度の開始又は加入に伴う資産の時価評価……… 420
問題16-4 損益通算……… 424
問題16-5 通算法人の欠損金等の取扱い……… 430
問題16-6 通算子法人株式等及び通算制度の離脱等の取扱い……… 436
問題16-7 通算制度におけるその他の規定……… 438

〔17　グループ法人税制〕

問題17-1 グループ法人税制……… 440
問題17-2 完全支配関係がある法人間取引の損益の調整……… 444
問題17-3 適格現物分配があった場合の主な取扱い……… 448

〔18　法人税の概要〕

問題18-1 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人に対する主な取扱い……… 456

〔付　　　　録〕

Ⅰ　**法人税法理論体系表**……… 466
Ⅱ　**理論問題出題分析表**……… 468
Ⅲ　**過去理論出題問題**……… 472

理 論 の 考 え 方

本試験では、条文番号や理論テキストの問題番号では出題されず、「○○について説明しなさい。」や「この場合の○○の取扱いについて述べなさい。」という様な形式での出題となります。これは、将来皆さんが税理士になった際、顧客に相談・質問を受ける状況と同様であり、その場合の顧客への回答が本試験での解答となります。

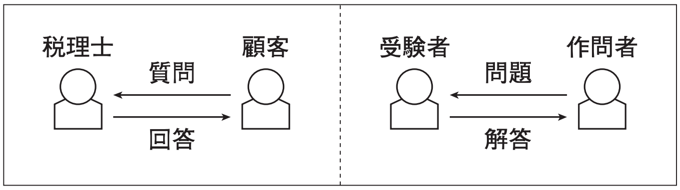

このように、作問者が要求する題意をしっかり把握し、それに対する正しい解答を作成する練習や本試験レベルの問題への対応力を磨くのが理論問題への対策となります。

従って、学習のポイントは、以下のとおりになります。

顧客の質問内容を把握する	理論問題の題意を把握する
⇩	⇩
上記に対する回答を考える	上記に対する解答を考える
⇩	⇩
内容を回答する	解答を作成する

理論カリキュラム

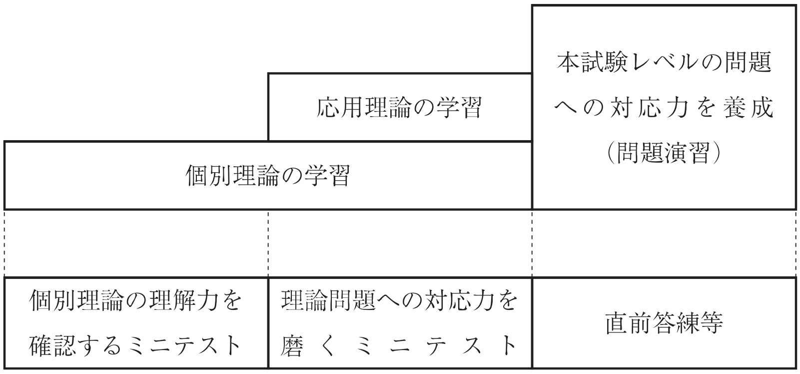

ステップ１　正しい知識を身に付ける（基礎力）

理論学習に当たり、まず重要となってくるのが正しい知識を身に付けることです。正しい知識とは、理論テキストの単なる暗記ではありません。

例えば、

- ・この規定はどのような役割・機能を有しているのか？
- ・この規定はどのような場面で適用が想定されるのか？
- ・この規定の適用対象となる法人とは？
- ・この規定を利用するために要求されている要件は何なのか？
- ・もしこの規定を適用したら、どのような課税関係、取扱いになるのか？

以上のように、多種多様な切り口で出題がされた場合においても、正しい知識を身に付けておくことでその解答は自ずと見えてきます。理論テキストの単なる暗記では、多種多様な切り口での出題に対応することは困難です。従って、まずこの理論テキストを通じて、各理論の正しい知識を身に付け、十分に理解しておくことが重要なのです。

この理論テキストには、暗記ツールとなる「条文」部分と、その理論を補足、説明するための「解説」部分が収録されています。正しい知識を身に付けるためには、「条文」部分を単純に暗記するだけではなく、「解説」部分において、その理論の要旨や内容解説をしっかり熟読することが重要となります。

ステップ１のポイント

学　習　目　的	理論の正しい知識（基礎力）を身に付ける

※　理論の正しい知識（基礎力）を身に付けるために、「解説」部分の要旨や内容解説を利用して理解することを心掛けて下さい。「解説」部分の要旨や内容解説を確認することによって、理論の理解度合は大きく左右されます。理論の暗記の際には、「解説」部分の要旨や内容解説も合わせて確認するようにしましょう。

ステップ２　規定のつながりを理解する（対応力）

最近の本試験での事例問題では、個別理論の枠にとらわれず、規定のつながりを理解しておかなければ解答できない問題も多々出題されています。また、個別理論の枠内での出題でも、その理論の中で取扱いの相違点を解答させる問題も出題されています。

例えば、

規定のつながりを理解する
・この事例で想定される規定は何と何？
理論の中で取扱いの相違点を解答する
・この規定のＡとＢはどのような取扱いの相違点があるのか？
・この規定のＡとＢはどのような取扱いの類似点があるのか？

従って、規定のつながりを理解する については、具体的な事例から規定を想定する練習を行うことが重要であり、理論の中で取扱いの相違点を解答する については、事例が複数与えられるため、一つ一つの事例を正しく解釈（ステップ１：基礎力）し、その後両者を比較することにより、その相違点を判断することが重要です。

また、このステップ２では計算と理論をどれだけリンクして理解できるかということもポイントになります。理論の事例問題は、普段計算で行っている処理を言葉で表現するに過ぎませんから、計算と理論のリンク（相互理解）を意識した学習が必要になります。

ステップ２のポイント

⇩

学　習　目　的	ステップ１を基礎に問題への対応力を身に付ける

ステップ３　作文能力を身に付ける

最近の本試験は、理論テキストを暗記して、それを問題に合わせて解答するだけでは対応できないような問題になってきています。これは、ただ暗記しただけではなく、正しい理解ができているのかを確認する問題傾向になってきているということです。

どうしても理論に苦手意識を持つ受講生は、「この事例はどこを書けばいいのだろう？」とその解答の全てを理論テキストの中の言葉から解答しようとする傾向にあります。

そこで、規定の内容を正しく理解（ステップ１：基礎力）し、規定のつながりを理解（ステップ２：対応力）した上で、それを説明する力が重要となってきています。従って、形式にとらわれず、正しく内容を説明できれば合格答案になるのです。

しかし、「自分の言葉で説明する」といってもなかなか簡単なことではありません。そのため、このステップ３では、「自分の言葉で説明する」練習を行っていきます。

ステップ３のポイント

⇩

学　習　目　的	ステップ１・２を基礎に作文能力を身に付ける

理論暗記の方法

1．始めに

法人税法の試験では、計算が50点、理論が50点で出題されます。

従って、計算問題がたとえ50点でも理論問題ができなければ合格することはできません。逆に、計算問題でできない項目があったとしても、理論問題で高得点できれば合格の可能性は高くなってくることと思います。

このように、本試験における理論の占める割合というのは非常に高いのですが、理論答案は法人税法の試験が法律の試験である以上、財務諸表論の理論のように専門用語を使いながらある程度自分の言葉でまとめていくというのではなく、問われた内容に応じて、概要、趣旨及び取扱いなど自分の言葉で述べる場合もあれば、根拠となる規定などを条文（理論）の表現を使って述べる場合もあり、さらには計算の知識を利用して解答する場合などがありますが、その基本となるのは、条文（理論）の正しい理解です。しかも本試験では条文の持込みは許されていませんので、皆さんは重要な条文（理論）を暗記しておかなければならないわけです。

2．理論暗記の進め方

⑴　暗記する理論の内容を理解すること

本書ではブロック別にテーマを絞ってその内容を説明していますので、個々の条文の意味するところを自分の頭で完全に理解するように努力して下さい。

⑵　暗記すべき事項（理論の構成）を整理し理論テキストの見出し（タイトル）を覚える

与えられたテーマ（問題）に対してどの条文とどの条文を答えればよいのか、どのように個々の条文を組み合せればよいのかが整理されていれば、比較的余裕を持って問題に対処することができますし、応用問題が出題されたときにも十分な対応をすることができます。また、理論の暗記を進める際にもまず理論テキストの見出し（タイトル）を覚えておけば、これが暗記した理論を書く際の標識の役目をしてくれますし、次に書くべき内容を忘れてしまうということもなくなります。

⑶　暗記の進め方

イ．暗記すべき条文の骨組みを理解し覚える

さて、いよいよ個々の条文の暗記になりますが、「令133本文」を例に取ってお話ししていきます。

令133本文　内国法人が事業の用に供した減価償却資産（所有権移転外リース取引に係るリース資産等を除く。）で、取得価額が10万円未満のもの（貸付け（主要な事業として行われるものを除く。）の用に供したものを除く。）又は使用可能期間が一年未満のものがある場合において、その取得価額相当額をその事業供用日の属する事業年度において損金経理したときは、その経理した金額は、その事業年度の損金の額に算入する。

「令133本文」は、①主語　②事実要件　③経理要件　④述語（取扱い）の４つから構成されています。そこでまず、この条文の骨組をおさえ次にそのポイントとなる言葉をチェックします。

①……～が

②……～場合において、

③……～したときは、

④……～は、～算入する。

このように条文の骨組をおさえ、そのポイントとなる言葉をチェックしておけば、条文通りの正しい順序で理論を覚えていきやすくなると思いますし、理論を書く際にも必要な言葉を抜かしたりということが少なくなるのではないかと思います。（特に複雑な条文構成の理論を覚えるときは効果があると思います。）

ロ．暗記すべき条文を少しずつ区切りながら覚えていく

「令133本文」を次のように区切って一区切りずつ暗記していきます。

内国法人が／

事業の用に供した減価償却資産（所有権移転外リース取引に係るリース資産等を除く。）で、取得価額が10万円未満のもの（貸付け（主要な事業として行われるものを除く。）の用に供したものを除く。）又は使用可能期間が一年未満のものがある場合において／

その取得価額相当額をその事業供用日の属する事業年度において損金経理したときは／

その経理した金額は、その事業年度の損金の額に算入する。／

暗記をする際には、一つ目の区切りを何度も口に出して言ってみて正確に言えるようになったら、二つ目の区切りを同じように暗記していきます。そして、二つ目の区切りを正確に言えるようになったら、今度は二つの区切りをいっしょに言ってみて正確に言えるかどうか確認します。そして、次に三つ目の区切りを同じように暗記し正確に言えるようになったら、三つの区切りを続けて言ってみるようにします。この作業を続けて一つの文章全体を暗記していきます。

つまり、一つ一つの区切りを確実に暗記し、かつ、たえずフィードバックしながら暗記を進めることによって確実に全体を暗記していくようにするわけです。

ただし、常に上記のように区切るのではなく、各人にあった長さで一つ一つの区切りを決めていただければよく、また、フィードバックするときにも一つ一つ戻るのではなく、句読点で区切られたところまでを一つにまとめて行ってもよいと思います。

また、上記のように（　）書きが含まれているときは、最初の暗記のときはこの（　）書きを除いて行い、一通り暗記できるようになったら（　）書きを含めてもう一度暗記してもよいでしょう。（その際に、どこに（　）書きがついているのかも確認して下さい。）

理論暗記というのは非常に時間のかかるものだと思われるかもしれませんが、本試験において短時間で正確な理論答案を書くためには完全な理論の暗記が絶対に必要ですので、少々時間がかかっても確実に一つ一つの文章を暗記していくようにして下さい。

ハ．文章全体の暗記が終わったら、次の文章を同じ要領で暗記していく

上記のようにして一つの文章全体の暗記が終わったら、同じ要領で次の文章の暗記を進めて下さい。そして、次の文章全体の暗記が終わったら、今暗記した文章と前に暗記した文章を連続して言ってみて正確に言えるかどうか確認して下さい。

つまり、今度は文章のレベルでフィードバックしながら暗記を確実なものにしていくわけです。そして、二つ目の文章の暗記が終わったら三つ目の文章の暗記を行い、これが終わったら三つの文章全体を連続して言ってみてフィードバックを行います。

このようにして一つの理論問題全体を暗記していきます。

ニ．暗記が終わったら一つの理論問題全体の暗唱を繰り返し行うこと

一度暗記ができたからといってそのままにしておきますとすぐに忘れてしまいますので、いろいろな機会をとらえて暗記した理論を繰り返し暗唱するようにして下さい。理論の暗記は机の前にすわっていなくともできるのですから、通勤の途中で理論サブノート（外販教材）を携帯したりして、細切れの時間をうまく利用していろいろ工夫しながら暗唱するようにして下さい。

また、自分で暗唱した理論を録音して、目で文章を追うだけでなく耳からも暗記した理論を確認するようにすると一層効果が上がるように思います。皆さんも自分なりの方法をいろいろ工夫して開発していただきたいと思います。

ホ．暗記した理論を実際に手で書いてみて暗記が正確かどうか確認すること

口に出して理論を正確に言えても実際の試験では点になりません。答案という形で表現できて初めて点になるわけですから、暗記した理論は一度必ず書いてみて自分の暗記した理論を正確に表現できるかどうか確認して下さい。つまり、手で覚える作業を加えることによって初めて暗記した理論が完全に自分のものとなるのです。

また、暗記した理論はその直後から忘れ始めてしまいますので、今日暗記した理論はその翌日にもう一度暗唱して実際に書いてみるとよいでしょう。

このようにして暗記した理論は時がたってたとえ忘れたとしても、一度完全に覚えた理論ですから最初に暗記したときよりもはるかに少ない時間で思い出すことができますし、また次の機会に思い出すときは、２～３回口に出して言ってみるだけですぐに思い出すことができるようになります。繰り返しますが、最初の暗記の時にたとえ時間がかかっても完全に覚えてしまうことがポイントです。

ヘ．暗記した理論が数題たまったら、定期的にまとめて暗唱できるかどうか確認すること

これから皆さんは一週間に２問程度の理論暗記をしていくわけですが、一度暗記した理論は、その翌日、一週間後、一ケ月後というようにそれまでに暗記した理論をまとめてできるだけ一題一題の理論の暗唱回数を増やすように努力して下さい。こうすることで、ますます暗記は確実なものになってくることと思います。また、暗記が不十分なものについては、部分的にでよいですから再度手で書いて確認することもよいでしょう。

3．終わりに

理論の暗記にはかなりの時間を要し、かつ、なかなかつらい作業ですが、これを怠るならば本試験でよい結果を出すことはできませんし、逆に確実に暗記した理論は百万の味方に匹敵する力を発揮してくれることと思います。特に税法科目の学習が初めての方にとっては最初の暗記の時に多くの時間がかかると思いますが、最初の10題程度の理論暗記が終わりますとペースもつかめ、一度暗記した文章が他の理論でも出てくるようになりますので、とにかく個別理論の暗記を頑張るようにして下さい。

また、法人税法において暗記すべき個別理論は80題程度であり、これを確実に覚えてしまえば本試験の理論はこの個別理論の組み合せでほぼ対処できますので、かなり暗記の作業も楽になってくることと思います。つらいでしょうが、自分以外にも多くの受験生が頑張っていることを思い出して暗記を進めていただきたいと思います。そして、なるべく早い時期に自分なりの暗記方法を確立して理論を得意にしていただきたいと思います。

(注)暗記した理論は理論用紙に書いていただきます（実際の本試験とほぼ同じものです。理論用紙に実際に書くことによってどのくらいの分量になるか、どのくらいの時間がかかるかがわかると思います。）が、Ｐ22に用紙の使い方の例を示しましたので参考にして下さい。

条文における税法用語の使い方

税法の条文の中には特別の意義をもって用いられる慣用語があります。そのような慣用語の使い方を知っておくと、条文理解が深まり、理論暗記の学習においても効果があります。そこで、以下に代表的な慣用語の意義について触れておきますので、参考にしてください。

⑴ 「及び」「並びに」

「及び」と「並びに」という用語は、その前後の言葉や文節をつなぐため用いられます。両者とも「いずれも」という同じ意味（併合的連結）ではありますが、２つの言葉や文節をつなぐときにはまず「及び」が用いられます。また、このような文節が複数並列される場合には、大きな意味の併合的連結には「並びに」が用いられ、その中の小さな意味の併合的連結には「及び」が用いられます。

⑵ 「又は」「若しくは」

「又は」と「若しくは」という用語も、その前後の言葉や文節をつなぐため用いられます。両者とも「どちらか」という同じ意味（選択的連結）であり、⑴と同様に、２つの言葉や文節をつなぐときにはまず「又は」が用いられます。また、このような文節が複数並列される場合には、大きな意味の選択的連結には「又は」が用いられ、その中の小さな意味の選択的連結には「若しくは」が用いられます。

⑶ 「かつ」

「かつ」という用語は、⑴の「及び」「並びに」と同様に併合的連結の意味ですが、比較的大きな意味をつなぐときに用いられます。また、その他にも「かつ」を用いることによって、（例１）のように、それより後に規定される内容がそれよりも前の規定の内容と同時に必要とされる要件であることを表す場合も多くあります。

（例１）

前項の規定は、内国法人がその受ける配当等の額（第二十四条第一項の規定により、その内国法人が受ける配当等の額とみなされる金額を除く。以下この項において同じ。）の元本である株式等をその配当等の額に係る基準日等(…)以前一月以内に取得し、かつ、当該株式等又は当該株式等と銘柄を同じくする株式等を当該基準日等後二月以内に譲渡した場合における当該譲渡した株式等のうち政令で定めるものの配当等の額については、適用しない。

（法人税法第23条第２項）

(4) 「場合」「時」「とき」

「場合」という用語は、「この場合において」等すでに規定されている事例を引用する場合（包括的条件）や「災害による損失が生じた場合において」等仮定的条件を示す場合に用いられます。「時」という用語は、具体的な時点を指し示す場合に用いられるのに対して、「とき」という用語は、必ずしも時点という限定した意味でなく、不特定の時を表し、「場合」と同じように仮定的条件を示す場合に用いられます。

（例２）

内国法人がその事業の用に供した減価償却資産(…)で、取得価額(…)が十万円未満であるもの（貸付け（主要な事業として行われるものを除く。）の用に供したものを除く。）又は前条第一号に規定する使用可能期間が一年未満であるものを有する場合において、その内国法人が当該資産の当該取得価額に相当する金額につきその事業の用に供した日の属する事業年度において損金経理をしたときは、その損金経理をした金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

（法人税法施行令第133条第１項）

(5) 「ただし」「この場合において」

これらの用語は、ともに文章と文章とをつなぐ特殊な用語です。

「ただし」は主文章の後に続く文章の冒頭に置かれ、主文章で規定されていることに対する例外・除外を規定する場合に多く用いられます。この場合の主文章のことを“本文”といい、「ただし」で始まる文章を“ただし書き”といいます。

「この場合において」という用語は、主文章を補足する場合、あるいは主文章と密接な関係の内容について規定する場合に用いられます。この場合の主文章のことを“前段”の規定といい、「この場合において」で始まる文章を“後段”の規定といいます。

（例３）

内国法人である普通法人(…)は、その事業年度(…)が六月を超える場合(…)には、当該事業年度(…)開始の日以後六月を経過した日(…)から二月以内に、税務署長に対し、次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。ただし、第一号に掲げる金額が十万円以下である場合若しくは当該金額がない場合又は…場合は、当該申告書を提出することを要しない。

（法人税法第71条第１項）

⑹ 「この限りでない」

「この限りでない」という用語は、条文の全部あるいは一部の規定の例外・適用除外を規定するときに多く用いられ、⑸の「ただし」の文章の末尾にその述語として用いられることが多くあります。

（例４）

国税に関する法律において日、月又は年をもって定める期間の計算は、次に定めるところによる。

一　期間の初日は、算入しない。ただし、その期間が午前零時から始まるとき、又は国税に関する法律に別段の定めがあるときは、この限りでない。

（国税通則法第10条第１項第１号）

⑺ 「推定する」「みなす」「とする」

「みなす」及び「推定する」という用語は、いずれの用語も、ある事物と性質の異なる他の事物を一定の法律関係において同一のものとみることにより、ある事物について生ずる法律上の効果を、他の事物についても生じさせる場合に用いられます。

ただし、「推定する」という用語は、ある事物と他の事物とが異なることについて証明がされれば同一の法律効果は生じないのに対し、「みなす」という用語は、法律関係において同一のものとみることが絶対的であるという点でその意味が異なります。

また、「みなす」と類似した言葉として「とする」という用語があるが、この「とする」という用語は、「制度的にそのように決める」という意味で用いられます。「みなす」という用語が「擬制的にそのように取り扱う」という意味で用いられるのに対し、「とする」を用いる場合には、「みなす」ことをしなくとも、もともとそのように取り扱っておかしくない場合を想定しています。

（例５）

法人（公益法人等及び人格のない社団等を除く。以下この条において同じ。）の株主等である内国法人が当該法人の次に掲げる事由により金銭その他の資産の交付を受けた場合において、その金銭の額及び金銭以外の資産の価額（…）の合計額が当該法人の資本金等の額のうちその交付の基因となつた当該法人の株式又は出資に対応する部分の金額を超えるときは、この法律の規定の適用については、その超える部分の金額は、第二十三条第一項第一号又は第二号（受取配当等の益金不算入）に掲げる金額とみなす。

（法人税法第24条第１項）

⑻ 「以上」「以下」「こえる」「未満」

これらの用語は、いずれも数量的な限定をする場合に用いられます。

「以上」「以下」という用語は、基準点となる数量を含み、「こえる」「未満」という用語は、基準点となる数量を含みません。たとえば、「1年以上」という場合は、1年という基準点を含み、「1年をこえる」という場合は、1年という基準点を含まない1年をこえる期間を指すこととなります。

なお、「以下」「未満」も同様に用いられます。

⑼ 「以前」「以後」「前」「後」

これらの用語は、いずれも一定の日時を基準として、その基準日時の前後における時間的な間隔あるいは連続を示すために用いられます。

「以前」「以後」という用語は、基準日時を含み、「前」「後」という用語は、基準日時を含みません。したがって、「以前」「以後」は⑻の「以上」「以下」と、「前」「後」は⑻の「こえる」「未満」とその用法が類似しています。

⑽ 「その他の」「その他」

「その他の」「その他」という用語は、表現上は類似していますが、税法上の用語としてはその意味を明確に区別して使い分けられています。

まず、「その他の」という場合は、その用語のすぐ前にある言葉はその用語より後にある言葉のひとつの例示であり、その用語の後にある言葉の意味内容は、すぐ前にある言葉の意味内容よりも広くなります。したがって、すぐ前に掲げられる言葉は後にある言葉の意味内容の一部であり、前にある言葉は後にある言葉に含まれるものです。

これに対し、「その他」という場合には、その用語の前後の言葉が並列的関係にある場合に用いられます。つまり、「その他」という用語の前にある言葉は、その用語の後にある言葉とは重ならない別個の概念であると同時にその並列的な例示に過ぎません。したがってこの例示はその用語の後にある言葉には含まれないものです。

（例6）

第一項、第三項及び前項に規定する交際費等とは、交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人が、その得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為（…）のために支出するもの（次に掲げる費用のいずれかに該当するものを除く。）をいい…

（租税特別措置法第61条の4第6項）

⑾ 「者」「物」「もの」

「者」という用語は、自然人又は法人という法律上の人格を有するものの主体を表す場合に用いられ、一方「物」という用語は、税法上主に有体物を総称する場合に用いられます。

また、これらの「者」や「物」という用語に対して、「もの」という用語はより広い意味で用いられます。一般的には、「者」や「物」では表現することができない抽象的な存在を表現する場合に用いられたり、「者」や「物」で表現されている文章中において、さらにこれらのうちの一部を限定して説明するために用いられます。

⑿ 「かかわらず」

「かかわらず」という用語は、原則であるところの規定に対して、この用語が付く主文章の規定が例外であることを表しています。

（例７）

前三条の規定による納税地が法人（…）の事業又は資産の状況からみて法人税の納税地として不適当であると認められる場合には、その納税地の所轄国税局長（政令で定める場合には、国税庁長官。以下この条において同じ。）は、これらの規定にかかわらず、その法人税の納税地を指定することができる。

（法人税法第18条第１項）

⒀ 「直ちに」「すみやかに」「遅滞なく」

これらの用語は、いずれも時間的即時性を示すためのものですが、その即時性の度合いが異なるものとして、税法では使い分けられています。

すなわち、「直ちに」という用語は、時間的即時性が最も強いものとして用いられ、原則的に遅滞が許されないものと解されています。

次に、「すみやかに」という用語は、「直ちに」よりも時間的即時性がゆるやかな場合で、しかもその行為の即時性について訓辞的な意味をもたせる場合に用いられることが多くなります。

これらに対し、「遅滞なく」という用語は、上記２つの用語の場合よりも時間的即時性は弱く、この用語が用いられる場合には、正当な又は合理的な理由があれば、その遅滞は許容されうるものと解されています。

（例８）

法第二十条（納税地の異動の届出）に規定する届出は、納税地の異動があつた後遅滞なく、異動前の納税地及び異動後の納税地を記載した書面をもつてしなければならない。

（法人税法施行令第18条第１項）

⒁　「期日」と「期限」と「期間」

例えば、甲が乙に物を貸す場合に、「返還日をＸ年10月30日」というように一定の日を指定した場合が「期日」です。「10月30日までに返還する」と指定した場合は「期限」です。

「乙が本物件を使用できるのはＸ年８月１日から同年10月30日までとする」というように、いつからという始期を定めた場合が「期間」です。

⒂　「科する」と「課する」

ともに一定の義務で負担を負わせる場合に用いられますが、「科する」は、罰金、過料など刑事罰や行政罰をかける場合に用いられ、税金や分担金の支払いなど刑事罰や行政罰でない義務の負担を命ずる場合には「課する」が用いられます。

⒃　「科料」と「過料」

「科料」は、刑法の定める財産刑で罰金より軽い刑罰です。「過料」は刑罰ではなく、ただ行政上の義務を履行させる心理的強制として科せられるもので行政罰、秩序罰とも呼ばれます。

ともに発音上同じため、文字で表示しないときは、両者を識別するため、「科料」を「とが料」、「過料」を「あやまち料」として訓読しています。

理　論　の　書　き　方

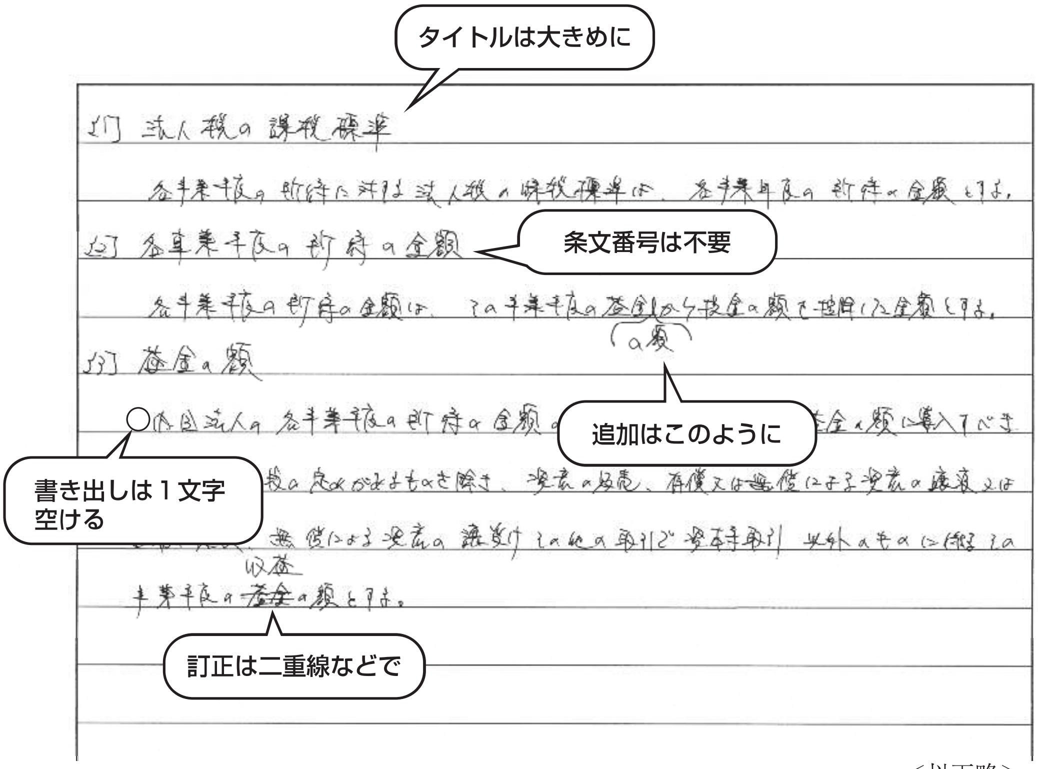

＜以下略＞

《注意点》

①	最初は丁寧に書くこと
②	番号、タイトルは必ず書くこと
③	漢字、ひらがな等のバランスに注意すること　タイトル　漢字　ひらがな
④	ポイントとなる語句、数字は特に丁寧に書くこと
⑤	字と字の間隔を詰めすぎないこと
⑥	途中でペンが止まっても間を空けず、次の項目を続けて書くこと
⑦	枠外は採点除外になるので注意すること
⑧	必ず青又は黒のボールペン等を使用すること
⑨	最低限読める字を書くこと
⑩	答案は試験委員に読んでもらう物であることを忘れずに!!

理論テキストの利用方法

本書では、条文部分を２色分けしています。これは、解答上必要とされる重要語句を赤字表記することにより、その理論の全体像を体系的に把握するきっかけとすることを目的としています。

税法では、理論体系が基本的に以下の３区分に分割されると考えられ、それぞれに応じた赤字表記を行っています。

理論体系	赤字表記について	
	コンセプト	赤字表記部分
総則・定義規定	課税所得の範囲や納税義務者、納税地、事業年度などの法律の枠組みを規定しているものであり、文章構成よりも税法用語を適切に理解できているか否かが重要となります。	税法用語
手続規定	申告などの各種手続きは、「誰が」「何を」「いつまでに」「誰に」「どうする」など、要件の列挙が重要となります。	要件部分
計算規定	「誰が」「どのような事実関係」に基づき、「どのような取扱い」を行うかが重要となります。	主語 述語 その他重要語句

以上のようになります。ここでは、具体例を挙げ、その使用方法の確認を行います。

１．総則・定義規定（問題２－１一部抜粋）

〔１〕　法人税の課税標準　（法21）★★

各事業年度の所得に対する法人税の課税標準は、各事業年度の所得の金額とする。

〔２〕　各事業年度の所得の金額　（法22①）★★

各事業年度の所得の金額は、その事業年度の益金の額からその事業年度の損金の額を控除した金額とする。

２．手続規定（問題４－１一部抜粋）

〔６〕　手続規定　（法23⑦）★★

〔１〕の規定は、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に一定の事項を記載した明細書の添付がある場合に限り適用し、その記載金額を限度とする。

3．計算規定（問題７－２一部抜粋）

〔３〕 損金不算入額（措法61の４①②⑦）★★

⑴ 期末資本金の額が１億円超の法人

① 期末資本金の額100億円超の法人

法人が各事業年度において支出する交際費等の額は、その事業年度の損金の額に算入しない。

② 期末資本金の額100億円以下の法人

法人が各事業年度において支出する交際費等の額のうち接待飲食費の額の50％相当額を超える部分の金額は、その事業年度の損金の額に算入しない。

⑵ 期末資本金の額が１億円以下の法人

法人が各事業年度において支出する交際費等の額のうち定額控除限度額又は接待飲食費の額の50％相当額を超える部分の金額は、その事業年度の損金の額に算入しない。

ただし、普通法人のうち、期末において大法人による完全支配関係があるもの等は、⑴を適用する。

（注） 定額控除限度額

$$8,000,000円 \times \frac{事業年度の月数}{12}$$

※ 本書では、上記内容の把握のため、「解説」部分のページにおいて、上記「条文」部分の手助けになるよう、以下の理論の分解を用意しています。

要 旨

〔２〕 損金不算入額

⑴ 期末資本金の額１億円超の法人

① 期末資本金の額100億円超の法人

対 象 者	期末資本金の額100億円超の法人
金 額	交際費等の額
取 扱 い	損金の額に算入しない

② 期末資本金の額100億円以下の法人

対 象 者	期末資本金の額100億円以下、１億円超の法人
金 額	交際費等の額のうち接待飲食費の額の50％相当額を超える部分の金額
取 扱 い	損金の額に算入しない

⑵ 期末資本金の額１億円以下の法人

対 象 者	期末資本金の額１億円以下の法人（注）
金 額	交際費等の額のうち、定額控除限度額又は接待飲食費の額の50％相当額を超える部分の金額
取 扱 い	損金の額に算入しない

（注） 普通法人のうち、期末において大法人による完全支配関係があるもの等は、⑴を適用する。

《ポイント》

要旨にあるように、理論の分解部分により理論の重要な柱となる部分を理解し、その後そこに肉付けするように理論の大枠を掴んでいくような学習を心掛けましょう。

近年の本試験は、理論の丸暗記では対応できない傾向になってきていますから、理論の重要な柱をしっかり理解・暗記し、自分の言葉で文章を作成できるようになりましょう。

理論の学習方法

テキストを以下のように有効に使用して下さい。

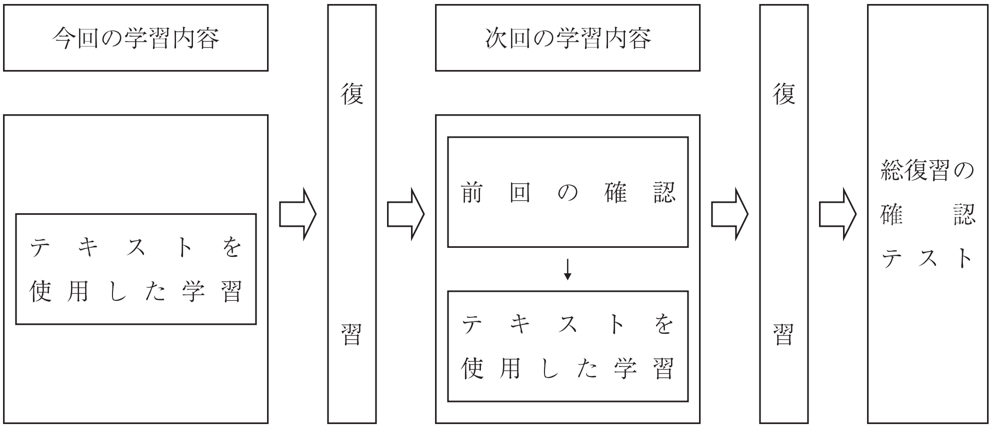

【法人税法：復習のスケジュール】

下記の例示を参考に、各自の生活に合わせた学習のスケジュールを設定して下さい。

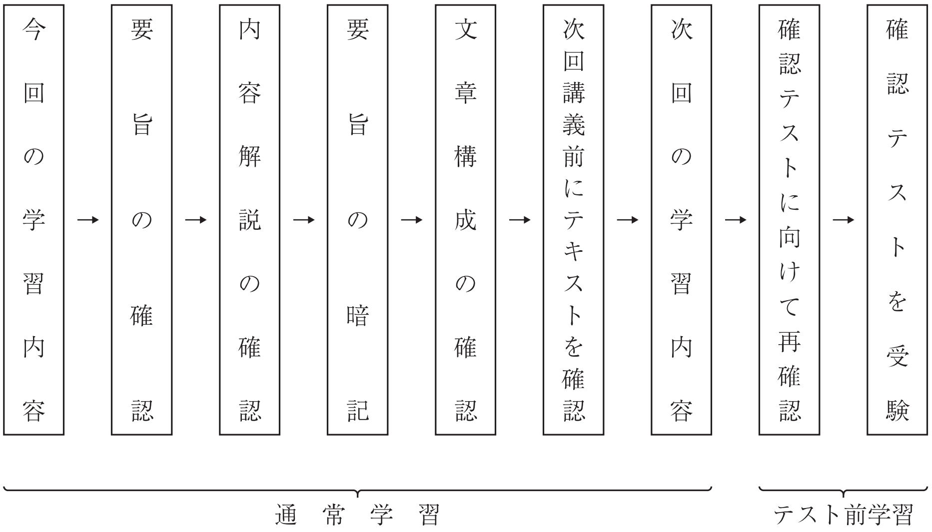

配当金

問題 4-1　受取配当等の益金不算入額

〔１〕 益金不算入 （法23①）★★

内国法人が配当等の額を受けるときは、その配当等の額のうち次の金額は、各事業年度の益金の額に算入しない。

(1) 完全子法人株式等に係る配当等の額

(2) 関連法人株式等に係る配当等の額からその配当等の額に係る利子等の額を控除した金額

(3) 完全子法人株式等、関連法人株式等及び非支配目的株式等のいずれにも該当しない株式等に係る配当等の額の50%相当額

(4) 非支配目的株式等に係る配当等の額の20%相当額

〔２〕 配当等の額 （法23①、措法67の６）★

内国法人が受ける次の金額をいう。ただし、(1)の金額のうち、外国法人等から受けるもの及び適格現物分配に係るものを除く。

(1) 剰余金の配当等の額又は特定株式投資信託（外国株価指数連動型特定株式投資信託を除く。）の収益の分配の額

(2) 投資信託及び投資法人に関する法律に規定する金銭の分配の額

(3) 資産流動化法に規定する金銭の分配の額

〔３〕 完全子法人株式等 （法23⑤、令22の２）★★

他の内国法人の配当等の額の計算期間の初日から末日まで継続して内国法人とその配当等をするその他の内国法人との間に完全支配関係がある場合のその他の内国法人の株式等をいう。

〔４〕　関連法人株式等　（法23④、令22）★★

内国法人（その内国法人との間に完全支配関係がある他の法人を含む。）が有する次の要件を満たす他の内国法人の株式等（完全子法人株式等を除く。）をいう。

⑴　内国法人が他の内国法人の発行済株式等（自己株式等を除く。）の$\frac{1}{3}$超を有すること。

⑵　⑴の状態がその他の内国法人の最後の配当等の額の基準日等の翌日（その翌日がその受ける配当等の額に係る基準日等から起算して６月前の日以前の日である場合等には、その６月前の日の翌日）からその受ける配当等の額に係る基準日等まで継続していること。

〔５〕　非支配目的株式等　（法23⑥、令22の３、措法67の６）★★

内国法人（その内国法人との間に完全支配関係がある他の法人を含む。）が他の内国法人の発行済株式等（自己株式等を除く。）の５％以下を基準日等において有する場合のその他の内国法人の株式等（完全子法人株式等を除く。）及び特定株式投資信託の受益権をいう。

〔６〕　手続規定　（法23⑦）★★

〔１〕の規定は、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に一定の事項を記載した明細書の添付がある場合に限り適用し、その記載金額を限度とする。

〔７〕　適用除外　（法23②③）★

次の配当等の額は、〔１〕の規定は適用しない。

⑴　短期所有株式等に係る配当等の額

⑵　自己株式の予定取引により取得した株式に係る配当等の額

※　**参考　用語の説明**（法23②、令22、令22の２）

⑴　**計算期間**

〔３〕の計算期間とは、最後の配当等の額の基準日等の翌日からその受ける配当等の額に係る基準日等までの期間をいう。

⑵　**基準日等**

①　会社法に規定する基準日又はこれに準ずる日の定めがあるもの
…その基準日又はこれに準ずる日

②　会社法に規定する基準日又はこれに準ずる日の定めがないもの
…配当等の額の効力が生ずる日

要　旨

適用対象法人	内国法人
適　用　要　件	配当等の額を受けるとき
適用対象金額	その配当等の額のうち一定の金額
取　　扱　　い	各事業年度の益金の額に算入しない。

内容解説

1　概　　要

国内における二重課税排除のために、内国法人から受ける配当等の額については、その配当等による収益の額は益金の額に算入しないこととしている。

また、ここでは、国内の配当等だけを規定しており、国外の配当等は規定していない。国外における二重課税排除は、別途「外国子会社から受ける配当等の益金不算入」及び「外国税額控除」の規定を設けている。

2　本文解説

１．益金不算入

株式等に係る配当等の額を４つに区分して、その合計額を益金不算入とする。

２．配当等の額

(1)　剰余金の配当等の額

剰余金の配当等の額とは、次のものをいう。

剰余金の配当	株式会社、協同組合等の行う課税済利益の分配である。
利 益 の 配 当	持分会社（合名会社、合資会社及び合同会社）、特定目的会社の行う課税済利益の分配である。
剰余金の分配	相互会社（保険相互会社）の行う課税済利益の分配である。

（注）　なお、資産流動化法に規定する金銭の分配の額とは、特定目的会社が行う中間配当であり、実質的に配当と認められるため、配当等の額としている。

(2)　外国法人、公益法人等、人格のない社団等から受けるもの及び適格現物分配に係るものを除く。

①　外国法人から支払を受けた配当等の額

外国法人から支払を受けた配当等の額については、以下の区分に応じ、別段の調整を受ける。

外国法人から支払を受けた配当金
⇨ 保有割合25％未満 ⇨ 益金の額に算入される
⇨ 保有割合25％以上 ⇨ 益金の額に算入されない

②　公益法人等から受けた配当等の額

公益法人等が利益の配当を行うことは考えられないが、一応明文をもって、この規定の適用除外としている。

③　人格のない社団等から受けた配当等の額

人格のない社団等は、その構成員に対して配当を行うことが予定されていないものであり、また、二重課税の排除という目的から考えても、これを対象とするほど法的な整備が存在しない団体であるため、益金不算入の規定から除かれている。

④　適格現物分配に係るもの

企業会計上は剰余金の配当等に含まれるが、法人税法上は剰余金の配当等として捉えないため、この規定の適用はない。

なお、適格現物分配に係る収益の額は法人税法第62条の５第４項「適格現物分配に係る収益の益金不算入」の規定により、別段の調整を受ける。

⑶　特定目的会社、投資法人から受ける利益の配当（資産流動化法に規定する金銭の分配の額、投資信託及び投資法人に関する法律に規定する金銭の分配の額）

特定目的会社又は投資法人から受ける利益の配当の額は、原則として配当等の額となり、受取配当等の益金不算入の対象となる。

しかし、特定目的会社及び投資法人が支払う利益の配当の額は、一定の要件を満たす場合には、損金の額に算入されるため、その場合においては、受取配当等の益金不算入の対象とはならない。

３．関連法人株式等及び非支配目的株式等（完全子法人株式等を除く）

⑴　関連法人株式等

最後の配当等の額の基準日等の翌日からその受ける配当等の額に係る基準日等まで継続して、他の内国法人の発行済株式等の$\frac{1}{3}$超を有する場合でも、完全子法人株式等に該当する場合には関連法人株式等に該当しないこととなる。

⑵　非支配目的株式等

発行済株式等の５％以下を基準日において有する場合でも、完全子法人株式等に該当する場合には非支配目的株式等には該当しないこととなる。

具体的には下記の場合におけるＡ社が保有するＳ社株式などを指す。

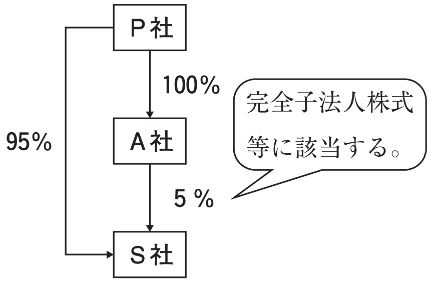

４．適用除外

⑴　短期所有株式等の適用除外

〔１〕の規定は、内国法人がその受ける配当等の額（みなし配当金額を除く。）につき、次の要件を満たすときは、その譲渡した株式等に係る配当等の額については適用しない。

①　配当等の額の元本である株式等をその配当等の額に係る基準日等以前１月以内に取得したこと。

②　①の株式等又は銘柄を同じくする株式等をその基準日等後２月以内に譲渡したこと。

なお、みなし配当金は支払法人の特別な事由に基づくものであり、配当計算期間という概念がないため租税回避の恐れがない。従って、その全額が益金不算入の対象となる。

⑵　自己株式の予定取引の適用除外

①　内　　容

〔１〕の規定は、内国法人が自己株式の取得事由が生ずることが予定されている株式等を取得した場合には、その取得した株式等に係るみなし配当については適用しない。

②　趣　　旨

自己株式の取得（市場購入による取得等を除く。）の取引を利用することにより、発行法人に株式を売却し対価を得た法人側では、法人税の租税回避を図ることが可能となっていた。

このような租税回避を防止するため、自己株式として取得されることを予定して取得した株式が自己株式として取得された際に生ずるみなし配当については、受取配当等の益金不算入を適用しないこととした。

なお、当該事由が生じることが予定されているものの取得とは、例えば、「上場会社等が自己の株式の公開買付けを行う場合における公開買付期間中に、法人が当該株式を取得したときの当該株式がこれに該当する。」ものとされている。

〔具体例〕

当社はＡ社が自己株式の公開買付を行っていることを知り、公開買付期間中に株式市場からＡ社株式を6,000円で取得した。

そして公開買付期間中に買付価額6,000円により、Ａ社に譲渡している。

なお、譲渡により受けた金銭等の額のうち、Ａ社の資本金等の額から成る部分の金額は1,000円である。

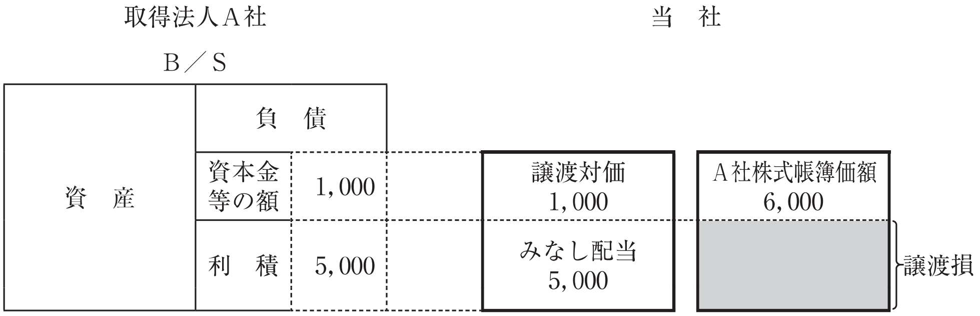

【取得法人Ａ社】

－取得時－

（資本金等）1,000　（現　　金）6,000

（利　　積）5,000

【当　社】

①　みなし配当の認識

（現　　金）5,000　（配 当 金）5,000

②　有価証券の譲渡損益の認識

（現　　金）1,000　（Ａ社株式）6,000

（譲 渡 損）5,000

【所得金額】（単位：円）

加算	益金の額	5,000
減算	損金の額	5,000
	~~益金不算入額~~	~~5,000~~
所得金額		0

別段の定めによる受取配当等の益金不算入の規定を適用しない。これにより租税回避が防止されることとなる。

4　配当金

問題 5-4 有価証券の譲渡損益及び算出方法

〔１〕 譲渡損益 （法61の２①）★★

内国法人が有価証券を譲渡した場合には、その譲渡利益額（⑴－⑵）又は譲渡損失額（⑵－⑴）は、その譲渡契約日等の属する事業年度の益金の額又は損金の額に算入する。

⑴　譲渡により通常得べき対価の額（みなし配当金額を控除した金額）

⑵　譲渡原価の額（一単位当たりの帳簿価額×譲渡した有価証券の数）

〔２〕 一単位当たりの帳簿価額の算出方法 （令119の２①）★

有価証券の譲渡原価の額を計算する場合における一単位当たりの帳簿価額の算出方法は、移動平均法又は総平均法とする。

〔３〕 算出方法の選定 （令119の５①②）★

⑴　選定単位

売買目的有価証券、満期保有目的等有価証券又はその他有価証券の区分ごとに、かつ、その種類ごとに選定しなければならない。

⑵　届　　出

有価証券を取得した場合には、取得日等の属する事業年度に係る確定申告書の提出期限までに、そのよるべき算出方法を書面により納税地の所轄税務署長に届出なければならない。

〔４〕　算出方法の変更　（令119の６①②④⑤）

⑴　**申　　請　★**

一単位当たりの帳簿価額の算出方法を変更しようとするときは、その新たな算出方法を採用しようとする事業年度開始の日の前日までに、変更のための申請書を納税地の所轄税務署長に提出し、その承認を受けなければならない。

⑵　**承認又は却下**

税務署長は、その申請につき承認又は却下の処分をするときは、その法人に対し、書面によりその旨を通知する。

⑶　**自動承認**

その事業年度終了の日までにその申請につき承認又は却下の処分がなかったときは、その承認がされたものとみなす。

〔５〕　法定算出方法　（法61の２①、令119の７①）★

一単位当たりの帳簿価額の算出方法を選定しなかった場合又は選定した算出方法により算出しなかった場合には、移動平均法とする。

要　旨

有価証券の譲渡損益

適用対象法人	内国法人
適　用　要　件	有価証券を譲渡した場合
適用対象金額	その譲渡利益額又は譲渡損失額
取　　扱　　い	その譲渡契約日等の属する事業年度の益金の額又は損金の額に算入する。

内容解説

1　本文解説

１．譲渡損益

(1)　譲渡した場合

譲渡した場合とは、一般の売買のほか、保有有価証券について減資により減資払戻金等を受け取る場合なども含まれる。

(2)　譲渡損益の帰属時期、譲渡原価の額

①　剰余金の配当等の場合

譲渡損益の帰属時期	効力が生ずる日
譲　渡　原　価　の　額	一単位当たりの帳簿価額×譲渡した有価証券の数

②　合併の場合（当社が被合併法人の株主の場合）

譲渡損益の帰属時期	合併の日
譲　渡　原　価　の　額	被合併法人株式の合併直前の帳簿価額

③　分割型分割の場合（当社が分割法人の株主の場合）

譲渡損益の帰属時期	分割の日
譲　渡　原　価　の　額	分割法人株式の分割直前の帳簿価額×移転割合

④　資本の払戻しの場合

譲渡損益の帰属時期	効力が生ずる日
譲　渡　原　価　の　額	払戻法人株式の払戻直前の帳簿価額×払戻割合

⑤　解散による残余財産の一部分配の場合

譲渡損益の帰属時期	分配の日
譲　渡　原　価　の　額	払戻法人株式の払戻直前の帳簿価額×払戻割合

⑥　株式交換の場合（株式交換完全子法人の株主の場合）

譲渡損益の帰属時期	株式交換の日
譲　渡　原　価　の　額	株式交換完全子法人株式の株式交換直前の帳簿価額

⑶　**譲渡契約日等（剰余金の配当等の場合）**

株主等に対し剰余金の配当等により金銭以外の資産である有価証券を交付することをいう。

この場合における有価証券の譲渡損益は、剰余金の配当等の効力が生ずる日の属する事業年度の益金の額又は損金の額に算入される。

⑷　**みなし配当金額**

みなし配当金がある場合には、まず、みなし配当金額の計算をし、その後譲渡損益の計算を行うことになり、譲渡損益の計算上譲渡により通常得べき対価の額はみなし配当金額を控除した金額となる。

２．算出方法の選定（満期保有目的等有価証券）

満期保有目的等有価証券とは、次に掲げる有価証券である。

⑴　償還期限の定めのある有価証券（償還期限まで保有する目的で取得し、取得日においてその旨を一定の帳簿書類に記載したもの）

⑵　特殊関係株主等がその法人の発行済株式総数の20％以上を有する場合のその株式等

３．法定算出方法

移動平均法を法定算出方法とした理由は、大多数の法人が移動平均法を採用している実情を考慮しているためである。

問題 5-5 有価証券の期末評価及び売買目的有価証券の意義

〔１〕 期末評価額 （法61の３①、令119の13、令119の14）★★

⑴ 売買目的有価証券

内国法人が事業年度終了の時において有する売買目的有価証券の期末評価額は、時価法により評価した金額（以下「時価評価金額」という。）とする。

時価法…期末保有有価証券を銘柄の異なるごとに区別し、銘柄の同じものについて、期末時における価額をもってその有価証券の期末評価額とする方法をいう。

⑵ 売買目的外有価証券（売買目的有価証券以外の有価証券）

内国法人が事業年度終了の時において有する売買目的外有価証券の期末評価額は、原価法により評価した金額とする。

原価法…期末保有有価証券について、期末帳簿価額（償還有価証券については、当期末調整前帳簿価額にその事業年度の調整差損益相当額を加減算した金額）をその有価証券の期末評価額とする方法をいう。

〔２〕 評価損益 （法61の３②④、令119の15①）★★

⑴ 発生事業年度

内国法人が事業年度終了の時において売買目的有価証券を有する場合には、その売買目的有価証券に係る評価益（①－②）又は評価損（②－①）は、資産の評価益の益金不算入又は評価損の損金不算入の規定にかかわらず、その事業年度の益金の額又は損金の額に算入する。

① 時価評価金額

② 期末帳簿価額

⑵ 翌事業年度

内国法人が⑴の規定により益金の額又は損金の額に算入した金額に相当する金額は、その事業年度の翌事業年度の損金の額又は益金の額に算入する。

〔３〕 売買目的有価証券の意義

（法61の３①、令119の12）★★

短期的な価格の変動を利用して利益を得る目的で取得した有価証券として次のものをいう。

⑴　専担者が短期売買目的でその取得の取引を行ったもの

⑵　その取得日において短期売買目的で取得した旨を帳簿書類に記載したもの

⑶　その他一定のもの

内容解説

［1］ 本文解説

１．期末評価額（有価証券の区分と評価方法の関係）

法人税法の期末評価			企業会計の期末評価	
有価証券の区分		評価方法	評価方法	有価証券の区分
売買目的有価証券		時価法	時価法	売買目的有価証券
売買目的外有価証券	償還有価証券	償却原価法	償却原価法	満期保有債券
	上記以外	**原価法**	原価法	関係会社株式
			時価法	**その他有価証券**

※　法人税法と企業会計の有価証券の区分と期末評価の関係は上記のとおりであるが、その他有価証券について取扱いの差異がある。

２．評価損益

⑴　資産の評価益の益金不算入又は評価損の損金不算入の規定にかかわらず

資産の評価益又は評価損については、問題５－１により、一定の場合を除き益金不算入又は損金不算入となることが定められているのであるが、問題５－５〔２〕により、売買目的有価証券に係る評価益又は評価損は、その事業年度の益金の額又は損金の額に算入することとなる。

⑵　翌事業年度

売買目的有価証券について益金の額に算入された評価益又は損金の額に算入された評価損は、翌事業年度の損金の額又は益金の額に算入されるが、その場合の翌期首の帳簿価額は当期末の帳簿価額から評価益の額を減算した金額又はその帳簿価額に評価損の額を加算した金額である。

３．売買目的有価証券の意義

⑴　専 担 者

有価証券の短期売買を数多く行う法人であれば、通常その専門の担当者がいるが、その担当者のことをいう。

⑵　その他一定のもの

ここでいうその他一定のものとは、金銭の信託をいう。

> 金銭の信託の信託財産となる金銭を支出した日において、その信託財産として短期売買目的の有価証券を取得する旨を帳簿書類に記載した金銭の信託の信託財産に属する有価証券

信託とは、委託者（顧客）が、受託者（信託銀行等）に財産を移転し、財産の運用管理等を行ってもらう制度をいい、このうち顧客が金銭を移転し、運用管理等を受託者に委ねるものを「金銭の信託」という。ただし、ここでいう金銭の信託には、集団投資信託や法人課税信託などは含まれない。

問題 5-6　有価証券の意義及び取得価額

〔１〕　意　　義　（法２二十一、令11）★★

有価証券とは、次のもの（自己株式等及びデリバティブ取引に係るものを除く。）をいう。

⑴　金融商品取引法に規定する有価証券

⑵　金融商品取引法に規定する有価証券に表示されるべき権利（その有価証券が発行されていないものに限る。）

⑶　その他一定のもの

〔２〕　取得価額　（令119①）★★

有価証券の取得価額は、次のそれぞれの金額とする。

⑴　**購入した場合**（デリバティブ取引によるもの等を除く。）
　購入代価（購入費用の額を加算した金額）

⑵　**払込み等により取得した場合**（⑷に該当するものを除く。）
　払込金額及び給付資産の価額の合計額（取得費用の額を加算した金額）

⑶　**株式等無償交付の場合**（⑷に該当するものを除く。）
　零

⑷　**有利な価額で払込み等により取得した場合**（株主等として取得したものを除く。）
　取得時における取得のために通常要する価額

⑸　**交換・贈与等により取得した場合**
　取得時における取得のために通常要する価額

※　**参考　意義（その他一定のもの）**（令11）

⑴　銀行法に規定する一定の金銭債権

⑵　合名会社等の社員の持分等その他法人の出資者の持分

⑶　株主又は投資主となる権利その他一定の権利

内容解説

1 本文解説

１．有価証券の意義

金融商品取引法に規定する有価証券	金融商品取引法第２条第１項に規定する有価証券をいう。 ①国債証券　②地方債証券　③社債券　④株券　⑤受益証券 ⑥新株予約権証券
金融商品取引法に規定する有価証券に表示されるべき権利	登録制度などによって証券が発行されてないものであるが、有価証券として表示されるべき権利をいう。 ①株券の発行がない株式 ②新株予約権証券の発行がない新株予約権

２．取得価額

購入した場合とは、証券会社に委託をして有価証券を取得する場合が該当する。

払込み等により取得した場合とは、募集株式の発行手続きによる新株の発行又は自己株式の処分等によるものが該当する。

有利な価額で払込み等により取得した場合とは、他の株主に損害を及ぼすものと認められる株式の取得（第三者割当増資等）が該当する。他の株主に損害を及ぼすものとは、第三者割当増資のように第三者が有利な価額で株式を取得することにより、既存の株主の持株比率が低下すること等をいう。

３．株式等無償交付の場合

株式分割とは、１株当たりの株価を下げ、株式の流動性を高めるために行う行為であり、具体的には、金銭の払込みを伴わずに法人の発行済株式を複数の株式に分割するものである。その結果、分割された株式が既存の株主に割り当てられることとなり、株式の単価が下がることとなる。

【例】　１株1,000円の株式を２株に分割した場合
株式分割後の１株当たりの単価は500円となる。

5
資
産

問題 13-5 所得税額控除

〔1〕 所得税額控除 （法68①④、令140の２①②③）

(1) 内　　容 ★★

内国法人が支払を受ける利子配当等につき課される所得税額は、その事業年度の法人税額から控除する。

(2) 控除所得税額 ★

① 期間あん分を要するもの

剰余金の配当等（みなし配当を除く。）又は集団投資信託の収益の分配に対する所得税額については、一定の方法により計算した金額とする。

② 期間あん分を要しないもの

①以外の所得税額は、その全額とする。

(3) 手続規定 ★★

(1)の規定は、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に控除を受ける金額及びその計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り適用し、その記載金額を限度とする。

〔2〕 所得税額の還付 （法78①）★

確定申告書等に所得税額の控除不足額の記載があるときは、税務署長はその金額に相当する税額を還付する。

〔3〕 控除所得税額の損金不算入 （法40）★★

〔1〕又は〔2〕の適用を受ける場合には、その控除又は還付をされる金額は、各事業年度の損金の額に算入しない。

要　旨

適用対象法人	内国法人
適　用　要　件	利子及び配当等の支払いを受けるとき
適用対象金額	これらにつき課される所得税額
取　　扱　　い	その事業年度の法人税額から控除する。

内容解説

1　概　　要

法人の受ける利子配当等に対して源泉徴収される所得税額は、法人税の前払いであると考え、二重課税を排除するための措置がとられている。

2　本文解説

1．所得税額控除（控除所得税額の一定の方法）

原則法又は簡便法による方法をいう。

2．所得税額の還付

別表一

法　人　税　額　計　　500

控　　除　　税　　額　　800

差引確定法人税額　　△300

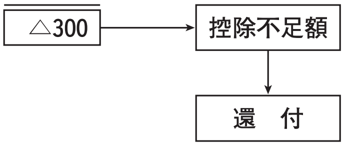

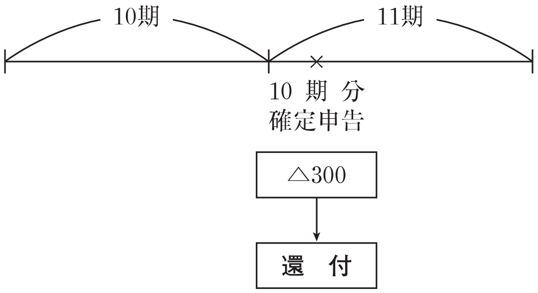

3．控除所得税額の損金不算入

別表一において源泉徴収された所得税額につき、当該規定による「控除」又は「還付」の適用を受けるということは、実質的に源泉徴収をされなかったのと同じ効果を受けていることになる。したがって、「控除」又は「還付」の規定の適用を受ける場合において源泉徴収税額を損金の額に算入したままだと二重控除となることから、損金の額に算入しないことにより、その調整を図ることとしている。

3　その他（適用除外）

所得税額控除の規定は、公益法人等又は人格のない社団等が支払を受ける利子配当等で収益事業以外の事業に係る所得税額については適用しない。